

第11 防災防火対象物、防災物品

1 防災防火対象物

- (1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第8条の3、政令第4条の3及び条例第54条第1項第5号で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

イ 高層建築物で、その一部が政令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分

ウ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※当該対象物は、省令第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。

- (2) 次の防火対象物の部分には、防災物品を使用すること。◆

ア 地下街と一体をなす建築物の地階で、防災防火対象物以外の用途部分

イ 防災防火対象物以外の防火対象物で、政令第1条の2第2項に規定する従属的な部分となる飲食店、物品販売店舗、診療所等の部分

ウ 防災防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画、演劇等の催しに使用される部分

エ 防災防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

2 防災対象物品

- (1) 法第8条の3第1項、政令第4条の3第3項の防災対象物品には次のものが含まれるものであること。

ア 仕切りに用いられる布製のアコーデオンドア、衝立て

イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの

ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1m以上のもの

エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）

オ 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの

カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板

キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等

ク 人工芝

ケ 試着室に使用される目隠布

コ 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等（2㎡を超えるもの）

- (2) 次の床敷物等は、防災対象物品に含まれないものであること。

ア 大きさが2㎡以下のじゅうたん等

イ 特例基準第2条、2方向避難開放型住宅に住戸用自動火災報知設備を設置した共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（昭和62年9月22日予第1116号予防部長依命通達）別記2、1及び共同住宅等特例基準（第253号）別記第4に適合する共同住宅の住戸部分に使用されるじゅうたん等

ウ 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル

エ 畳

オ じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等

カ 屋外の観覧席のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等

キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド

ク 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕

ケ 独立したさお等に掲げる旗

- (3) 次の物品は防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。

建基法第2条第9号に規定する不燃材料、建基政令第1条第5号に規定する準不燃材料及び建基政令第

1 条第6号に規定する難燃材料に該当するもの

3 防災表示

(1) 防災表示

ア 様式

法第8条の3第2項に定める表示は、省令第4条の4第1項第2号の様式により、防災物品に表示すると定められているが、防災表示を適正に行うため、第11－1表の表示（防災ラベル）が付されるものであること。

イ 表示の方法

(7) 省令第4条の4第1項第3号に定める縫付、ちょう付、下げ札等の表示方法は、第11－2表の表示方法によるものとする。

(4) 展示用の合板及び大道具用の合板の使用上の特異性及び使用上の実態からみて、表面にちょう付するラベル表示のみでは不十分なため裏面に第11－1図の表示を行うものであること。

(2) 指定表示

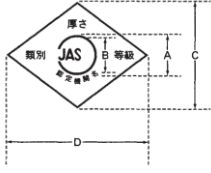
法第8条の3第3項、省令第4条の4第8項に基づき消防庁長官が指定した表示は、次によること。

ア 表示内容は第11－3表によること。

第11－1表 防災ラベルの様式（省令別表第1の2の2）

防 災 物 品 の 種 類			防 災 表 示 の 様 式
1 布製のブラインド、展示用の合板、どん帳その他これに類する舞台において使用する幕、舞台において使用する大道具用の合板及び工事用シート並びにこれらの材料			
2 じゅうたん等及びその材料			
3 1及び2に掲げる防災物品以外の防災物品	イ 消防庁長官が定める防災性能に係る耐洗濯性能の基準に適合するもの	(1) 水洗い洗濯及びドライクリーニングについて基準に適合するもの	
		(2) 水洗い洗濯について基準に適合するもの	
		(3) ドライクリーニングについて基準に適合するもの	
	ロ イに掲げるもの以外のもの		

第11－3表

		内 容
合板	普通合板	合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）により格付けされた合板に付される難燃処理又は防災処理を施した旨の表示（平成17年消防庁告示第5号） ※平成17年消防庁告示第5号は廃止済みのため、平成26年5月26日までに付された表示のみ有効  1 Aは15mm以上とし、BはAの9/10とする。 2 CはAの2.6倍とし、DはAの3.4倍とする。 3 JASの文字の高さはAの3/10とし、認定機関名の文字の高さはAの9/50とし、その他の文字の高さはAの4/15とする。 4 外枠の線の太さはAの1/30とする。 5 類別は、1類又は2類の別を記載する。 6 等級は、表面の品質の等級を記載する。 7 認定機関名は、略称を記載することができる。 品 名 「普通合板(難燃処理)」 寸 法 ●×●×●mm ホルムアルデヒド放散量 「F☆☆☆☆」 製 造 者 ●●合板株式会社工場
	特殊加工化粧合板及び天然木化粧合板	合板の日本農林規格により格付けされた合板に付される難燃処理又は防災処理を施した旨の表示（平成17年消防庁告示第5号） ※平成17年消防庁告示第5号は廃止済みのため、平成26年5月26日までに付された表示のみ有効  1 Aは15mm以上とし、BはAの13/15とする。 2 CはAの2倍とし、線の太さは1の1/2とする。 3 JASの文字の高さはAの4/15とする。 4 種類は、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の別を記載する。 5 類別は、1類又は2類の別を記載する。 6 タイプ別は、特殊加工化粧合板に限りF、FW、W又はSWの別を記載する。 7 認定機関名は、略称を記載することができる。 品 名 「特殊加工化粧合板(防災処理)」 寸 法 ●×●×●mm ホルムアルデヒド放散量 「F☆☆☆☆」 製 造 者 ●●合板株式会社工場
じゅうたん等	織りじゅうたん	日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）L4404に適合する織りじゅうたんであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される同法第30条第1項の表示（日本産業規格L4404の難燃性の表示がされたものに限る。）（平成28年消防庁告示第20号）  1 「難燃」の文字は、左図のとおり JIS マークと一体とする。 2 「難燃」の文字の大きさは、JIS Z 8305の3.（大きさ）に規定する16ポイント以上の大きさと、製品に直接表示する場合は黒色又は白色で、証紙を付け、又は荷札を付ける場合は黒色で印刷する。
	タフテッドカーペット	日本産業規格L4405に適合するタフテッドカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第30条第1項の表示（日本産業規格L4405の難燃性の表示がされたものに限る。）（平成28年消防庁告示第20号）  1 「難燃」の文字は、左図のとおり JIS マークと一体とする。 2 「難燃」の文字の大きさは、JIS Z 8305の3.（大きさ）に規定する16ポイント以上の大きさと、製品に直接表示する場合は黒色又は白色で、証紙を付け、又は荷札を付ける場合は黒色で印刷する。
	タイルカーペット	日本産業規格L4406に適合するタイルカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第30条第1項の表示（日本産業規格L4406の難燃性の表示がされたものに限る。）（平成28年消防庁告示第20号）  1 「難燃」の文字は、左図のとおり JIS マークと一体とする。 2 「難燃」の文字の大きさは、JIS Z 8305の3.（大きさ）に規定する16ポイント以上の大きさと、製品に直接表示する場合は黒色又は白色で、証紙を付け、又は荷札を付ける場合は黒色で印刷する。
	ビニル系床材	日本産業規格A5705に適合するビニル系床材（置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイルに限る。）であって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第30条第1項の表示（平成28年消防庁告示第20号）  及びこん包又は包装に「難燃」の文字を表示

イ 表示方法

- (7) 合板の表示方法は、格付け（日本農林規格に適合していること。）のつど、各板又は各梱包ごとに見やすい箇所にちょう付又は押印する。
- (4) JIS L4404、L4405、L4406及びA5705に基づく難燃表示は、防災対象物品の材料に使用されるものに限定されているものであって、防災防火対象物で使用される防災対象物品については法第8条の3第2項に基づく防災表示が付されていなければならない。

(3) 関係者の行う明示

省令第4条の4第9項に定める関係者が行う「防災処理品」又は「防災作製品」の明示（以下「関係者明示」という。）の方法等は次によること。

ア カーテン等を関係者自ら作製する場合は、防災性能を有する旨の表示（3. (1)防災表示（原反下げ札等））が付されているもの又は4. (1)、(2)及び(3)により防災処理したものを使用すること。

イ 防災防火対象物の関係者自ら防災処理を行う場合は、平成12年12月11日消防庁告示第9号に定める防災処理を行うための設備器具を有するものであること。

ウ 関係者明示事項の大きさは、縦25mm、横50mm以上とし、明示方法は(1)、イ、(7)の方法など適宜の方法によること。

エ 明示事項の記入文字は、簡単に変色又は消失しないものであること。

(4) 防災表示者登録制度

ア 防災表示者として消防庁長官へ登録した者は、防災表示を付することができる。

イ 消防庁長官へ登録しようとする者は、消防庁長官へ登録申請をしなければならない。

ウ 消防庁長官が登録をしようとするときは、当該登録申請者の住所地を管轄する消防長にその旨を通知するものとする。この場合において、当該消防長は、当該登録について意見を述べることができる。

(5) 省令第4条の5に定める登録確認機関

ア 登録表示者は防災対象物品又はその材料が防災性能を有することについて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下「登録確認機関」という。）により確認を受け防災表示を付できるとされた。

イ 防災表示者の登録申請をする者は、登録確認機関の確認を受けることとしている場合、申請書類のうち消防庁長官が定めるものに代えて、登録確認機関の確認を受ける申込みを登録確認機関にしたことを証する書類を提出することができる。

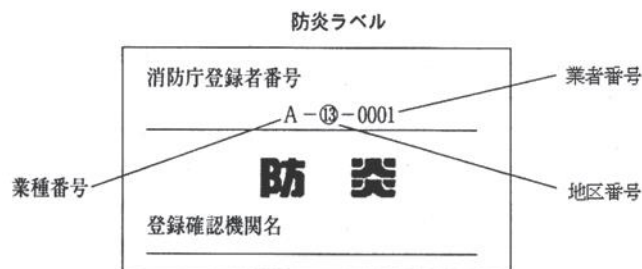
(6) 防災表示者登録者番号

省令第4条の4第1項第1号に規定する消防庁長官へ登録をした者に対する登録者番号及び記号は、第11-4表の業種別欄にかかげる業種に従い、同右欄によるものであること（表示例参照）。

第11-4表

業 種 別	登録者番号 (業種番号) - (地区番号) - (業者番号)
製造業者 (生地、その他材料を製造する者)	A - ㊦ - 0001
製造業者又は防災処理業者 (合板の製造業者又は防災処理業者)	B - ㊦ - "
防災処理業者 (防災物品又はその他の材料に防災性能を与えるための処理をする者)	C - ㊦ - "
防災処理業者 (吹付により防災性能を与える者)	D - ㊦ - "
裁断・施工・縫製業者 (生地その他の材料からカーテン等を縫製する者、じゅうたん等を施工する者、裁断し切り売りする者)	E - ㊦ - "
輸入販売業者 (防災対象物品又はその材料を輸入し、その防災性能を確認して防災物品として販売する者)	F - ㊦ - "

〔表示例〕



※ 地区番号は、北海道①から沖縄⑭まで、各都道府県ごとに区分されている。なお、東京にあつては⑬である。

4 防災処理

(1) カーテン等の防災処理

防災処理業者又は関係者等の行う防災処理は、次によること。

ア 防災処理薬剤は、防災薬剤の防災性能試験に合格したものをを使用すること。

イ 防災処理を施す場合は、適正な防災性能が得られるよう事前に繊維の識別を慎重に行うこと。

ウ 次の組成繊維は、通常の浸漬法では防災薬剤が十分付着しないことが多いので、防災処理の対象から除外するものであること。ただし、次の(ア)から(ウ)までの組成繊維の混用率の合計が20%以下である場合(エ)を含むものを除く。)及びポリエステル系合成繊維100%で組成されている場合(顔料プリント品を除く。)については、この限りではない。

(ア) アクリル(ポリアクリルニトリル系合成繊維のうち一般にアクリル系と称されるものを除くもので、アクリルニトリルの重量割合が50%以上のもの)

(イ) アセテート繊維

(ウ) ポリエステル系合成繊維

(エ) ポリプロピレン系合成繊維

(2) じゅうたん等の後加工による防災処理

スプレー等により防災薬剤を吹きつける方法は、じゅうたん等の表面に薬剤が付着しているにすぎないため、後処理加工は認められない。

(3) 吹付けによる防災処理

どん帳、幕類等でおおむね20㎡以上のものは、防災薬剤を吹きつけることにより防災加工できるものであること。

(4) 防災再加工処理

ア 第11-1表中3、イ、(2)及び(3)並びにロに掲げる防災ラベルが付された防災物品にあつては、防災ラベルに記載された条件毎に再処理を要するものであること。

イ 吹付法、浸漬法(ただし、原反加工、樹脂加工されるものは除く。)により処理されたものにあつては、アを除き使用後おおむね2年後に再処理するよう指導するものであること。◆

5 舞台幕

舞台幕の照明器具への落下、巻き込み及び照明器具の固定不良等により、舞台幕と照明器具が接触又は接近して、舞台幕の火災が発生している。

また、防災性能は小火源着火防止、延焼拡大抑制に着目したものであることから、強力な照射熱源によっては、防災加工された舞台幕であっても着火することがありうる。

ついては、舞台幕、照明器具等を火災予防上適正に管理する必要がある、次の事項に留意すること。

(1) 照明器具の設置時に舞台幕と照明器具の離隔距離を十分に確保すること。特に、舞台幕が束になっている場所においては蓄熱がおこりやすいので注意すること。

(2) 持込みの舞台幕及び照明器具は、接近、接触及び巻き込み等を防止するため、設置位置及び取付け方法等に注意すること。

(3) 舞台幕の昇降、開閉動作時には、照明器具に接触しないよう十分注意すること。

(4) 照明器具が衝撃等によって向きが変わり、舞台幕に接触等しないよう器具の固定を確実にすること。

(5) 持込み幕の防災性能の確認を行うこと。